

令和5年度カーブミラー設置補助要綱

(目的)

第1条 藍住町民（以下「町民」という。）の交通安全のため、カーブミラー設置補助要綱を定め、町民自らが設置するカーブミラーの経費に対し、補助を行うことにより、町民の交通事故防止に資することを目的とする。

(補助)

第2条 町民自ら設置するカーブミラーの経費に対し、予算の範囲内で次の補助を行うものとする。

カーブミラー設置経費の2分の1又は43,200円（φ600Wの1/2相当額）のいずれか少ない額とする。

(申請)

第3条 前条の補助を受けようとする者は様式第1号を提出しなければならない。

(発注)

第4条 前条の申請がなされた場合、担当課長は現地を確認し必要と認めた場合は町長の許可を得て、業者に設置工事の発注をするものとする。

(完了届)

第5条 カーブミラー設置業者（以下「設置業者」という。）は、工事完了後すみやかに届出なければならない。

(支払)

第6条 設置業者からカーブミラー設置完了届が提出されたときは、現地を確認の終了後、設置業者に経費の支払をするものとする。

(その他)

第7条 藍住町（以下「町」という。）が刊行した冊子等に記載されている、観光施設及び文化財等の扱いを受けている敷地からの出入りに必要なカーブミラーは、町の全額負担として設置することができる。

令和5年度カーブミラー設置価格見積結果（税込）

φ300S	20,900円	φ300W	35,800円
φ600S	52,000円	φ600W	86,400円
φ800S	63,000円	φ800W	115,000円

令和5年度カーブミラー設置価格（税込）

仕 様	価 格	個人負担額	町補助額
300 (S)	20,900	10,450	10,450
300 (W)	35,800	17,900	17,900
600 (S)	52,000	26,000	26,000
600 (W)	86,400	43,200	43,200
800 (S)	63,000	31,500	31,500
800 (W)	115,000	71,800	43,200

留意点

1ヶ所の左右にシングルをそれぞれに設置する場合は、ダブルの補助金を適用し、差額を自己負担とする。

(例) φ300Sを2本設置する場合（税込）

φ300S	20,900円	×	2本	=	41,800円
φ300Wの補助金額					17,900円
自己負担額					23,900円

(例) φ600Sを2本設置する場合（税込）

φ600S	52,000円	×	2本	=	104,000円
φ600Wの補助金額					43,200円
自己負担額					60,800円